

第4章「個性が輝き、活力と魅力にあふれるまち」に向かって

第1節「新たな時代に挑戦する都市型産業おこし」のために

現況と課題

情報技術革命などの影響により産業構造の転換が急激にすすんでいる。世界規模で進展する産業界の動きを背景に、国も様々な産業経済政策を打ち出し、日本経済を再生しようとしている。地方レベルでの地域産業政策もその活性化につながる多くの試みを生み出し、今や数々の実績が見い出される。地方分権時代に突入した現在、地域産業の活性化を図り、地域間競争に打ち勝つ意欲と熱意が必要とされている。

本市の産業は、中小企業を中心に製造業が盛んである。この5年間は全国的な不況の影響とも相まって、事業所が減少するなど、本市の活力の低下につながる要因も危惧された。しかしその一方で、平成14年度からは産学官連携による「10のプロジェクト」の取組みを開始した。小規模個人企業の多さや営業活動の弱さなどの弱点をカバーするインキュベーション施設の整備やビジネスプロモーターの支援など、ものづくり産業の活性化に向けた展開による成果も見出すことができる。現段階においては、中小企業間の共同化・連携化、また中小企業が持つノウハウ・技術を如何に活かすかが課題となっている。今後は、これまでの取組みが市の産業界全般にどのような効果をもたらしたのか、また上述の課題に対してどのように臨むのかを検証しながら、次なる事業展開を行うことが大切である。平成14年2月には、市の西部地域が「新事業創出促進法」に基づく「高度研究機能集積地区」に指定された。市単独での施策構築に留まらず、こうした法制度ともものづくり産業集積地の優位性を活かしながら、国や府の支援を得ることを視野に入れ、産業施策を構築することが大切である。さらに、都市計画の用途変更などを視野に入れながら、企業が立地しやすい条件、継続して経営しやすい条件を整えていくことも大切である。

商業については、郊外型ショッピングセンターの進出、コンビニエンスストアなどの影響により、個人商店では多様化・高度化する消費者需要への対応の遅れ、店舗の老朽化などから顧客吸引力が低下し、商店街規模での低迷がすすんでいる。商業環境を活性化させるため、中心市街地の新たなあり方への検討をすすめ、そして買い物空間からふれあいのある交流空間へ転換し、安心して買い物ができる商店街づくりをめざさなければならない。

農業については、都市化と農業人口の減少を受け、そのあり方は著しく変化してきた。今後は残された農地を貴重な環境資源として保全するとともに、新しい都市農業の展開の場として活用していくことが望まれる。

対策の考え方と方向

産業の活性化は都市が元気であるための必須条件である。

大東の産業はこれまで近郊ベッドタウンという性格によりその存在が表にでる機会は少なかったが、地域の自立性と独自の活性化が問われる今日、産業振興の方向性と足がかりへの努力が必要である。

すべての企業や商店が活性化し、まちが息づくよう、新たな産業や特色あるビジネスに目を向け、産業界、商工会議所、大学などの研究機関との連携を強め、新時代に対応できる産業のあり方にチャレンジしていく。

- (1) 中心市街地ビジネスと商業の活性化
- (2) 工業と先端産業の育成
- (3) 中小企業経営の支援
- (4) 都市農業と農地活用の促進

具体的展開

(1) 中心市街地ビジネスと商業の活性化

中心市街地の活性化

- ・ 中心市街地の活性化については、交通の安全確保など環境改善・修景を働きかけ、賑わいを取り戻すために小規模小売店の努力を支援しつつ、業務系・文化系の店舗も含めた複合的機能を持つ新たな都市空間への再生をすすめる。

商業振興の支援

- ・ 安全で賑わいのある商店街づくりを目指すため、施設の整備や地元商店自らが取組む活性化策に対して支援する。また、個人商店への支援策を講じ、大規模小売店と中小商店との共存をすすめる。
- ・ 「商業元気プロジェクト」の施策を受けて、コミュニティビジネスと商店街との協働、チャレンジショップの展開、地域コミュニティと結びついた空き店舗の活用などの対策を講じる。

創業（コミュニティビジネス）の支援

- ・ 地域経済と市民活動の活性化に寄与する創業者に対し、資金調達のノウハウの提供や信用供与のための支援をはじめビジネスを立ち上げやすい環境を整える。
- ・ また近年、関心が高まっているコミュニティビジネスについても、地域ニーズに即した事業展開ができるよう、その活動の推進に努める。
- ・ 特に、創業支援時には、障害者や高齢者、女性の労働力を活用できるよう誘導を図る。

(2) 工業と先端産業の育成

起業・創業の支援

- ・ ビジネスインキュベータの運営を検証しながら、インキュベーション施設入居の支援やビジネスプロモーターによる支援を行う。

技術の高度化・共同化支援

- ・ 大学が持っている研究開発力・施設を企業が活用して技術の革新や高度化を図り、新製品の開発や改良を行えるように支援する。
- ・ 技術連携は市内だけでなく「東部大阪」の集積と結びついて広域的にも展開する。クリエイション・コアの活用やものづくりデータベースの活用を促進する。
- ・ 市内企業間のネットワークを強化し、各々が持つ技術力や販路の連携を図る。

企業立地の促進

- ・ 市内企業の集積を維持するために、都市計画とも合わせて企業誘致、操業環境の改善等施策を検討する。

(3) 中小企業経営の支援

中小企業経営の支援

- ・ 国・府・商工会議所をはじめとする関係団体と連携し、産業構造や生産形態の激変期における事業経営安定のための支援策を講じる。
- ・ 大学をはじめとする研究機関の技術を中小企業に提供するしくみにより、地元中小企業が高度なノウハウを享受できる環境を整える。
- ・ 中小企業の技術力や経営力を向上させるために、民間事業者の人材育成支援、融資支援を行うとともに、経営革新のための対策として研修や指導の機会を充実させる。
- ・ 上記の施策を体系的に進めるため、産学官連携で産業振興ビジョンを策定する。

(4) 都市農業と農地活用の促進

都市農業の振興

- ・ 貴重な資源としての農地について、市民菜園、学習菜園など市民の健康づくり、レクリエーションの場としての活用を検討するとともに、高度技術の活用や市場開拓の努力により新たな都市農業の可能性を探る。

第2節「歴史や風土と現代を結び、未来につながる地域文化の創出」のために 現況と課題

歴史的な建造物や埋蔵文化財、伝統文化など文化的な遺産は、身近な歴史を知る貴重な資料であり財産である。本市では、急激に都市化がすすんだとはいえ、だんじり(地車)をはじめ由緒ある神社・仏閣、遺跡など歴史と伝統的風土が残されている。これらは地域への愛着心を高め、市民に様々な活動機会を与える題材でもあり、未来に向かって保存・継承・活用していく必要がある。それには豊かな人材の支援を得て、地域に根付いた文化を後世に継承するとともに、地域活力の原動力となることが望まれる。

文化は人にやすらぎと元気を与えるとともに、自己実現の場である。また、自らの在り様を改めて問い直す契機となるものである。市民ニーズにあわせて気軽に活動できる場や機会、情報提供、創造的な文化活動を可能にする取組みが期待されている。

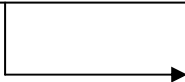
いろんな人や組織、地域の間での交流は、自己の立場を振り返り、新たな活力を生み、数多くのライフスタイルや多様な文化、産業までも創出していく可能性をもっている。したがって、これからは都市や地域の領域を、世代や性別を超えた交流の機会を育み、場を設けることは都市全体の活性化にとって大切な要因となる。このため教育・文化・福祉・スポーツといった分野での交流活動が促進され、市民の間に浸透していくような豊富な土壌風土を活かしたシステムづくりが求められている。

対策の考え方と方向

歴史や伝統、風土、文化は未来のまちに受け継ぐ貴重な財産である。

文化遺産や伝統文化について保護、継承し、市民が郷土の歴史・文化財に対して理解と知識を深め、地域文化の向上が図られるよう努める。

また人々の交流を促進し、つながりのなかから活力と創造性が高まり、新しい文化が生まれ、文化が根づくよう新たなしくみづくりに努める。

- 
- (1) 地域文化資源の保存と活用
 - (2) 新たな市民文化の創造
 - (3) 国際交流・都市間交流の推進

具体的展開

(1) 地域文化資源の保存と活用

文化財の保存と活用

- ・ 文化財や文化スポットなど地域に存在する資源を保存・活用し、市民共通の財産として継承していく。
- ・ 資料館のみならず各種公共施設を利用し、文化財の展示公開を促進する。
- ・ また、文化財講座の開催や学校行事とタイアップした文化、芸術の活動を展開するなど、文化財に親しむ機会の充実に努める。

地元学の推進

- ・ 地元学(だいとう学)の学習をきっかけに、地域の風土・歴史を学ぶ機会を設け、生涯学習の糧として地元への愛着向上を目指す。

伝統文化の継承

- ・ だんじり(地車)や野崎まいりなど地元資源を活用したイベントに市民と行政が協働し、地域への愛着から郷土愛を高める。

(2) 新たな市民文化の創造

文化施設の運用

- ・ 公共施設の柔軟な運用や場の提供を行い、文化が育つ環境づくりに努める。
- ・ 市民の創造的活動のための施設開放を積極的にすすめ、文化活動の活発化を図る。
- ・ 音楽機能に優れたサーティホールを文化活動の情報発信拠点として効果的に運用する。

文化・芸術活動への支援

- ・ 市民の誰もが主体となって自由に文化活動に取組み、芸術文化の創造ができるよう、市民参加型事業を構築するなど、市民の文化活動に対して支援策を講じる。

文化享受の機会提供

- ・ 文化ホールにおいては、子どもから高齢者まで幅広い世代から支持される自主事業を展開し、身近に芸術文化を鑑賞できる機会を提供する。
- ・ また、自主事業を構築するにあたっては、市民など広く民間の意見・ノウハウを受け入れ、効率的かつ効果的なしくみを整える。

(3) 国際交流・都市間交流の推進

国際交流・都市間交流の推進

- ・ 市民が気軽に参画できる国際交流・都市間交流をすすめ、国際化への理解促進と地域コミュニティづくりの活性化につなげる。
- ・ 外国人留学生のホームステイを実施し、地域・学校・民間企業など、様々な場面でグローバルな交流を図るとともに、これをきっかけに市民自身も大東の文化を再確認する機会とする。

第3節「市民が誇り、広く集客できる魅力ある都市機能の形成」のために

現況と課題

本市には全国的に著名な野崎観音(慈眼寺)をはじめ、深北緑地、飯盛山などがあり、大阪産業大学、四條畷学園などの学生を含め、JR学研都市線(片町線)沿線の中でも乗降客数が多く、人の行き来が盛んなまちである。また、大阪の都心部に極めて近い場所に位置する集客性を持った都市と言える。

だんじり(山車)が繰り出される伝統的な秋祭りとともに、近年駅前周辺で繰り広げられる市民の手作りで開催されるまつりや、フリーマーケットなど地域のイベントも定着しつつある。

こうした地理的条件を背景にまつりやイベントをはじめとする活動を支援し、大東にふさわしいまちのにぎわいを演出し、人々の来街・滞留と交流の機会を増やし、まちの活性化につなげていくことは大切であり、このために既存施設の有効活用など場づくりを積極的にすすめていくことが必要である。

都市再生の整備においては、平成14年に「都市再生特別措置法」が制定され、地方自治体の自主性や裁量性を追及した新たな助成制度として「まちづくり交付金」が創設された。平成16年度に「中心拠点の魅力付け」を大目標の一つとして、この制度を活用するための都市再生整備計画を策定し、この計画に基づき、中心市街地活性化のための移動と滞留に重点を置いた整備を順次行っている。

平成18年度の「市制施行50周年」においては、行政のみならず、多数の市民が様々なイベントを企画・実行・参加され、新たな「にぎわい」の創出が期待される。魅力あるこうしたにぎわいは、周年時だけでなく、継続して行われることが望ましい。

対策の考え方と方向

都市は人々が安心して生活できる場であるとともに、人が集まり、交流するにぎわいの場でもある。

都市再生を図る整備を施すとともに、地域の様々な集客資源を活用し、大東の個性的なまつりや文化的イベント、スポーツイベントの開催などにより、魅力とにぎわいにあふれた夢と希望のあるまちづくりをすすめる。

- (1) 魅力あるにぎわいのまちづくり
- (2) 観光資源の発掘とレクリエーション環境の充実
- (3) 都市型イベントの創出

具体的展開

(1) 魅力あるにぎわいのまちづくり

中心市街地のにぎわい整備

- ・ 住道駅前デッキの修景改修や自転車駐車場等の拡充整備、さらには歩行者を優先にした施設整備などを行い、住道駅周辺の市街地の賑わいに必要な街並みを再生する。

中心市街地の点検

- ・ ボランティアや駅周辺商店街などの協力を得ながら、中心市街地再生のための修復や改善すべき個所の点検を行い、次期整備に向けた対策を講じる。

市街地公共空間の活用

- ・ 人々に開かれた公共的な空間において、人が集い、交流する機会を増やし、集客機能の向上を積極的に図る。

(2) 観光資源の発掘とレクリエーション環境の充実

集客に向けての観光対策

- ・ 地元商店街と連携を図り、名産品開発や文化イベントをはじめとする集客メニューを取り揃えるとともに、神社・仏閣・伝統行事などの地域文化を、市民や民間事業者等の協力を得ながら、市外に発信し他市からの来訪者を増加させる。
- ・ 地元学の学習を契機に観光ボランティアを育成し、観光客や来訪者に地元の特性や文化を紹介するしくみを整える。
- ・ (仮称)野崎まいり公園を、ハイキング客・観光客の休憩スポットとして提供し、地域文化の拠点としての施設運営を行う。

レクリエーション環境の整備と活用

- ・ 深北緑地、生駒山地、その他のオープンスペースを活かし、国・府・民間の協力も得てレクリエーションやイベントの場としての整備を行う。
- ・ また、大東の特色を打ち出し、水と緑と歴史の回遊ルートの整備などによって、健康づくり、生涯学習、レクリエーション活動を手軽に楽しめる機会の創出を図る。

(3) 都市型イベントの創出

地域イベントの創出

- ・ 市民参画を中心に、既存のまつりや新たな都市型イベントを育て、内外の人が集い交流し、大東の情報を全国に発信できる話題づくりに努める。

第4節「情報・通信技術の発達を市民の暮らしにいかす」ために

現況と課題

新たな情報システムや通信メディアは、産業・教育・福祉など各分野に広く行き渡るとともに、日常の個人生活にまで深く浸透し、まちづくりの大きな原動力となる可能性を持っているが、その反面、情報へのアクセス格差や個人情報保護などの新たな課題も生まれ、これらへの適切な対応を強化していく必要も免れない。

国では、世界的規模で生じているIT革命に的確に対応するため、平成13年1月に「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」が施行された。また、これにより、政府にIT戦略本部が設置され、5年以内に世界最先端のIT国家となることを目指した「e-Japan戦略(平成13年1月)」「e-Japan戦略(平成15年7月)」が定められた。

本市においても、こうした国の動きに併せ、総合行政ネットワークの整備、住民基本台帳ネットワークの稼働、本人確認のための公的個人認証サービスの実施等に必要な情報システムの構築を行ってきたところである。また、電子自治体構築に向けて、情報通信基盤の積極的な利用促進を図るため「大東市情報化推進計画」を策定し、携帯端末への行政情報提供や健康管理システムを導入するなど、よりきめ細やかな市民サービスを行えるようシステム拡張に努めている。

今後、ITの活用策として、地図情報の提供や電子申請の受付など、あらゆる市民・企業が平等に効率的かつ効果的にサービス享受できる環境を整えることは当然であるが、さらには、市民にまちの情報を提供するだけでなく、市民の側からもまちづくりに参加・提言ができ、自らも発信源になり得ることに着目し、こうした双方向性をもった情報システムの構築と実施体制を整え、多角的なまちづくりへのチャンネルとルートを開いて行くことも大切である。

情報化社会の進展はあまりにも急激であり、まず何よりもすべての市民が平等に情報活用できるようにすることが大切である。学校教育や地域教育、生涯学習をはじめ様々な場と機会を持つとともに、情報通信環境の整備を行い、情報化に対応できる能力を高める学習やトレーニングを実施していくことが大きな課題となっている。

対策の考え方と方向

人と人をつなぎ市民生活を活力に満ちた便利な環境へと導くため、その有効な手段として高度に発展していく情報通信技術を市民の暮らしに活かす取組みをすすめる。

- (1) 大東生活情報メディアの構築
- (2) 情報・通信を活用した市民参加システムづくり
- (3) 市民の情報学習推進

具体的展開

(1) 大東生活情報メディアの構築

市民情報サービスの向上

- ・ 電子自治体の実現に向けて、情報通信の技術革新を積極的に取り入れ、市行政の情報化を推進する。
- ・ 具体的には、届出や申請をはじめとする様々な行政手続を自宅等からインターネットを通じて可能とする電子申請システムや電子入札システムの導入等のノンストップサービスの実現を目指す。
- ・ また、生涯学習センターの情報システム整備や、生涯学習支援システムの導入等のワンストップサービスについても実現を目指す。
- ・ 一切の情報系整備にあたっては、高齢者・障害者をはじめあらゆる人の立場に立ったユニバーサルデザインに基づく提供ができるよう配慮する。

情報セキュリティ対策の強化

- ・ 個人情報漏洩を防ぐための厳重なセキュリティ基準を設け、万全な対策と管理体制の強化を図る。

(2) 情報・通信を活用した市民参加システムづくり

市民と行政のコミュニケーション

- ・ インターネット活用など市民との双方向性の情報交流によって、市民と行政をつなぐ新たな市民参画の手段を拡大する。
- ・ 市民とのコミュニケーションに加え学校や企業、様々な団体との交流を積極的にすすめ、まちづくりや市民生活などに関する的確な情報受信と交換ができるよう、情報化の進展に適応した情報通信システムの活用を検討する。

(3) 市民の情報学習推進

市民の情報学習推進

- ・ 情報化社会の市民意識がますます高まるなか、情報格差をなくし、市民の誰もが情報機器を利用でき、簡単に情報が得られるよう、生涯学習における情報学習の取組みをすすめる。

学校での情報教育推進

- ・ 義務教育課程から情報化に親しむことができるよう各小・中学校において情報教育の推進を図る。